



輪島市教育大綱

(令和 8 年度～令和 16 年度)

令和 8 年 3 月
輪 島 市

はじめに

本市では、平成 28 年 2 月に「『チャレンジ&レスポンス』の精神に富み、いかなる困難にもくじけることのない頼もしい人づくり」を基本理念とした「第 1 期輪島市教育大綱」を、令和 3 年 2 月には「人生 100 年時代を幸せに生き抜くための教育」を基本理念とする「第 2 期輪島市教育大綱」を策定し、学校・家庭・地域が一体となって、学校教育の充実や生涯学習の推進、文化資源の保存・活用に取り組んでまいりました。



しかしながら、令和 6 年元日に発生した能登半島地震、さらに同年 9 月の奥能登豪雨という複合災害は、市全域にかつて経験したことのない甚大な被害をもたらしました。復旧・復興の道のりは遠く険しいものではありませんが、「もとよりもっと 新・輪島」のスローガンのもと全力で輪島の復興に取り組んでまいります。

ふるさと輪島の美しい自然と、歴史の中で培われた豊かな文化を次世代へと継承し、震災前より豊かで、魅力的で安心して暮らすことのできるまちを創り上げる「創造的復興」の実現に向け、「ふるさと輪島の未来を創造する人づくり」を基本理念とする新たな教育大綱を策定いたしました。

今後 9 年間は、本教育大綱及びこれに基づく教育振興基本計画に沿って各施策を推進し、教育行政を展開してまいります。市民の皆様の意向をより反映した教育行政の実現を目指し、教育委員会との緊密な連携のもと、理想とする「人づくり」に向けて鋭意取り組んでまいります。

最後に、本教育大綱及び教育振興基本計画の策定にご尽力を賜りました教育大綱策定等審議会の委員の皆様に、心より感謝を申し上げ、策定に当たってのご挨拶といたします。

令和 8 年 3 月

輪島市長 坂口 茂

目 次

I	教育大綱の策定について	1
1	教育大綱の策定の趣旨	1
2	教育大綱の位置付け	1
3	教育大綱の期間	1
II	基本的な考え方	2
1	基本理念	2
2	基本目標	2
III	大綱・計画の全体像	3
	《基本目標1》創造的復興教育「つなぐプロジェクト」の実践	6
	《基本目標2》学校教育の充実	7
	《基本目標3》地域社会全体で取り組む学ぶ力の向上	8
	《基本目標4》生涯を通じた学びの推進	9
	《基本目標5》伝統文化の保存・継承・活用と文化芸術の振興	10
	輪島市教育大綱策定等審議会条例	11
	輪島市教育大綱策定等審議会委員名簿	12
	輪島市教育大綱策定等審議会の開催実績	13

1 教育大綱の策定について

1. 教育大綱策定の趣旨

本市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の実情に即した教育、学術及び文化の振興に関する施策を、総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成 28 年 2 月に「第 1 期輪島市教育大綱」を、令和 3 年 2 月には「第 2 期輪島市教育大綱」を策定いたしました。

この度、第 2 期輪島市教育大綱の計画期間が令和 7 年度末をもって終了することから、市長と教育委員会委員による総合教育会議での議論や市民意見公募等を経て、「第 3 期輪島市教育大綱」を策定いたしました。

本大綱は、これまでの取組を継承・発展させるとともに、令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨災害からの復旧・復興を見据え、ふるさと輪島の未来を担う人づくりの方向性を示すものです。今後は、本大綱を基本として教育振興基本計画を策定し、教育行政の一層の充実と推進を図ってまいります。

2. 教育大綱の位置付け

教育大綱の位置付けは、次のとおりです。

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき策定した大綱
- 教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき策定した「輪島市教育振興基本計画」の総論

3. 教育大綱の期間

大綱の期間は、令和 8 年度から令和 16 年度までの 9 年間とします。

II 基本的な考え方

1. 基本理念

ふるさと輪島の未来を創造する人づくり

ふるさと輪島は、豊かな里山里海とあいの風が育んだ伝統芸能、伝統的な祭り文化、独自の風土を生かした農林水産業など、多くのかげがえのない資源に恵まれ、「能登はやさしや土までも」といわれるように、ねばり強さと温かさを併せ持つまちです。

本市を襲った令和 6 年能登半島地震及び奥能登豪雨災害の二度の災害は、美しい自然や豊かな暮らしに甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が失われました。

それでも私たちは、この災害から多くの教訓を学びました。この経験を風化させることなく、創造的復興教育「つなぐプロジェクト」(*)を教育活動の根幹に据え、ふるさと輪島を愛し、「志」をもって未来を創造する人材の育成を目指します。

また、今日の社会は少子高齢化の進行、自然災害の激甚化・頻発化、国際情勢の変化など、将来の予測が困難な時代を迎えています。

このような社会の変化の中にあっても、「幅広い知識と教養」「豊かな人間性や道徳」「伝統と文化の尊重」といった教育における不易の価値を追求するとともに、変化の激しい時代に対応できる創造性豊かな人材を育成します。

(※)創造的復興教育「つなぐプロジェクト」

輪島市復興まちづくり計画に基づく、本市の持続可能な発展や防災力の向上といったより良い未来を創造する人材の育成を目的とした教育。

2. 基本目標

基本理念を具体化するため、次の5つの基本目標を設定します。

基本目標 1	創造的復興教育「つなぐプロジェクト」の実践
基本目標 2	学校教育の充実
基本目標 3	地域社会全体で取り組む学ぶ力の向上
基本目標 4	生涯を通じた学びの推進
基本目標 5	伝統文化の保存・継承・活用と文化芸術の振興

Ⅲ 教育大綱・教育振興基本計画の全体像

◆教育大綱の基本理念

『ふるさと輪島の未来を創造する人づくり』

基本目標 1		創造的復興教育「つなぐプロジェクト」の実践	
基本方針		主要施策	主な取組
1	「いのちの輪」	(1) いのちを守る・つなぐ取組の推進	① かけがえのない生命の自覚と自己肯定感の育成 ② 自然や他者との共生 ③ 災害の経験を活かした心のサポートと健康づくり ④ 多様な居場所づくりの創出
2	「みんなの輪」	(1) 地域と人をつなぐ取組の推進	① 地域復興への主体的な参画とキャリア教育 ② 郷土文化・伝統産業の復興と継承 ③ 地域活動への参画促進
3	「あんしんの輪」	(1) 防災(想い)をつなぐ取組の推進	① 災害の記憶・教訓の継承 ② 災害からいのちを守るための防災意識の醸成 ③ データに基づいた防災・減災の推進 ④ 地域防災力の向上

基本目標 2		学校教育の充実	
基本方針		主要施策	主な取組
1	確かな学力の育成	(1) 確かな学力の定着と向上	① 基礎的・基本的な知識及び技能の定着 ② 思考力・判断力・表現力等の育成 ③ 学習意欲の向上と主体的に学ぶ姿勢の養成 ④ 学力調査を活用した指導の改善と充実 ⑤ グローバル社会に対応する外国語教育の充実 ⑥ 教育 DX・GIGA スクール構想の推進 ⑦ 情報リテラシー教育の推進 ⑧ 学校段階間が連携した教育の推進 ⑨ 柔軟な指導体制の構築
		(2) 多様なニーズに応じた教育の推進	① 習熟度に応じた教育の実施 ② 特別支援教育の充実
		(3) 教職員の資質・能力の向上	① 教職員研修の充実
		(4) 学校生活における安全教育の推進	① 通学時等における生活安全教育の実施 ② 防災・減災教育の推進 ③ 情報モラル教育の充実
2	豊かな心の育成	(1) 豊かな心を育む教育の推進	① 社会性と豊かな人間性の養成 ② 道徳教育の充実 ③ 人権尊重と共生社会の実現に向けた教育の推進 ④ 社会と連携したキャリア教育の推進 ⑤ 未来社会の担い手としての主権者教育の推進 ⑥ 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進
		(2) 読書環境の充実と読書活動の推進	① 学校図書館の充実
		(3) 個に応じた教育支援の充実	① スクールカウンセラー等による支援体制の強化 ② 教育支援センター等による包括的な支援の充実

3	健やかな体の育成	(1) 児童生徒の体力・運動能力の向上	① 学校体育及び部活動への専門的な支援 ② スポーツ交流と競技力の向上支援 ③ 体力・運動能力調査に基づく指導改善 ④ 健康教育の推進
		(2) 食育の推進と学校給食の充実	① 地産地消の推進と郷土愛の育成 ② 栄養教諭等による食育授業の実施 ③ 家庭・地域への啓発と連携
4	教育環境の整備	(1) 学校再編後の教育環境の強化・充実	① 再編統合後の学校の環境整備
		(2) 教職員の働き方改革の推進	① 学校徴収金管理の公会計化の検討と推進 ② 部活動の地域展開と外部人材の活用・推進
		(3) 学校施設の整備と充実	① 災害復旧と安全性の確保 ② 次世代の学びと地域を支える学校施設の整備
5	学校教育の魅力化推進	(1) 魅力のある教育活動の環境整備の強化	① 特色ある教育活動の推進 ② 開かれた学校運営の推進 ③ 学校魅力化の推進

基本目標 3		地域社会全体で取り組む学ぶ力の向上	
基本方針		主要施策	主な取組
1	家庭の教育力の向上	(1) 保護者への学習支援	① 家庭の教育力を高めるための講座等の実施
		(2) 保護者を支える連携・協体制づくり	① 保護者支援のための連携・協体制づくり
2	地域の教育力の向上	(1) 青少年健全育成の体制づくり	① 青少年健全育成のための体制整備
		(2) 青少年の体験活動の充実	① 地域を拠点とした体験型学習の実施
		(3) 地域活動を支える指導者の育成	① 指導者に対する研修の実施及び支援
3	学校・家庭・地域の連携	(1) 地域とともにある学校づくりの推進	① 学校における生徒指導に対する地域連携の強化 ② 学校と地域との連携の強化・促進 ③ 保護者と地域に向けた積極的な学校情報の公開 ④ コミュニティの強化

基本目標 4		生涯を通じた学びの推進	
基本方針		主要施策	主な取組
1	学習機会の充実	(1) 公民館における生涯学習の充実	① 公民館施設の復旧 ② 公民館講座の充実・コミュニティ活動の支援
		(2) 図書館における生涯学習の充実	① 図書館サービスの充実 ② 子ども読書活動の推進
		(3) 多様な学習活動の支援	① 多様な学習機会の提供・支援 ② 社会教育関係団体への支援
2	スポーツの推進	(1) スポーツ環境の整備	① スポーツ関係団体との連携及び支援 ② スポーツ指導者の発掘・育成・支援
		(2) スポーツ施設の充実	① スポーツ施設の整備 ② スポーツ施設の有効活用

基本目標 5		伝統文化の保存・継承・活用と文化芸術の振興	
基本方針		主要施策	主な取組
1	伝統文化の保存・継承・活用	(1) 文化財の保存・継承	① 被災文化財の保存・保護 ② 文化財の掘り起こし ③ 文化財の保存・継承意識の向上 ④ 市史の編さん

		(2) 文化財の活用	① ふるさと意識の醸成 ② 文化財の地域資源としての活用
2	文化芸術の振興	(1) 文化芸術に親しむ機会の充実	① 鑑賞や発表機会の充実 ② 文化活動拠点施設の整備
		(2) 伝統的な文化芸術の伝承	① 郷土の伝統的文化芸術の伝承者育成
		(3) 市民の創造的な文化芸術の振興	① 文化芸術を通じた交流の推進 ② 自立した文化芸術活動の推進

基本目標 1

創造的復興教育 「つなぐプロジェクト」の実践

【基本目標の考え方】

令和6年1月1日、能登地方を震源とする未曾有の大地震が発生し、本市は多くの尊い命を失うとともに、道路の寸断や家屋の倒壊・焼失、集落の孤立など甚大な被害を受けました。

さらに同年9月には、記録的な豪雨の発生により、市内各所において河川の氾濫や土砂災害が多発しました。令和6年能登半島地震、そしてその復旧途上で発生した奥能登豪雨災害による複合災害は、街にもそして私たちの心にも深い傷を残しました。

発災後、本市の子どもたちは親元を離れての集団避難や、合同の仮設校舎で学校生活を送るなど、厳しい環境の中で応急教育を受けました。そうした中、多くの方々の支援と地域の支えにより今日までたくましく歩んできたことを、私たちは誇りに思います。

本市の創造的な復興には、未来を切り拓く「志」をもった子どもたちの育成と復興・発展に主体的に関わる人材の育成が不可欠です。

そのために、創造的復興教育「つなぐプロジェクト」を本市における学校教育をはじめとするすべての教育活動の柱とし、二度の大災害から得た教訓を生かしながら、さまざまな“つながり”を通じて持続可能な輪島の未来を創造する人材の育成に取り組みます。

基本方針

- 1 「いのちの輪」 ～いのちを守る・つなぐ～
- 2 「みんなの輪」 ～地域と人をつなぐ～
- 3 「あんしんの輪」 ～防災（想い）をつなぐ～

【基本目標の考え方】

義務教育として行われる普通教育を行なう期間は、社会の形成者として自立的に生きる基礎を培う、極めて重要な時期です。今日の急激な社会変化の中であって、児童生徒が将来にわたって大きな夢を抱き、自ら考え、創造し、目標に向かってしなやかに生き抜くことができるよう、誰一人取り残さない形での学校教育の充実を図ります。

そのために、「確かな学力（知）」「豊かな心（徳）」「健やかな体（体）」の調和のとれた育成を通して、「生きる力」の醸成を目指します。

○「確かな学力(知)」

基礎的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな課題に主体的かつ創造的に対応・解決する力を育成します。

○「豊かな心(徳)」

自らを律し、他者と協調しながら、思いやりや感動する心などの豊かな人間性と道徳性を育みます。多様な価値を尊重し、共に生きる社会の形成に寄与する態度を養います。

○「健やかな体(体)」

健やかでたくましく生きるための健康と体力を培い、心身の調和のとれた発達を図ります。生活習慣の確立を通して、心身ともに健全で活力ある児童生徒の育成を目指します。

基本方針

- 1 確かな学力の育成**
- 2 豊かな心の育成**
- 3 健やかな体の育成**
- 4 教育環境の整備**
- 5 学校教育の魅力化推進**

【基本目標の考え方】

学校の教育力の向上が求められる一方で、家庭や地域における人間関係の希薄化や、社会参画への意識の低下などが見られます。こうした家庭や地域の在り方を改めて見直し、人との交わりを大切にしながら、家庭や地域を含めた社会全体の教育力を高めることが必要です。

このような状況を踏まえ、家庭や地域の自主性を尊重しつつ、学校・家庭・地域それぞれが自らの役割と責任を自覚し、互いに連携しながら、社会全体「チーム輪島」として教育を推進することができるよう、地域における教育体制の整備や家庭への支援、更に相互連携の仕組みづくりに取り組みます。

基本方針

- 1 家庭の教育力の向上**
- 2 地域の教育力の向上**
- 3 学校・家庭・地域の連携**

【基本目標の考え方】

激しく変化していく社会の中で、市民が生涯を通じて生き生きと暮らし、互いに学び合うことができる地域社会を実現するため、市民一人ひとりがその興味や関心に基づき、主体的かつ意欲的に学習に取り組む意識を醸成するとともに、生涯を通じて学ぶ機会を提供することが必要です。

こうした考えのもと、いつでも、どこでも、誰もが学習でき、自らの人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の拠点施設である公民館や図書館の充実、並びに生涯学習機会の拡充を図ります。

また、スポーツは健全な心と身体を育み、豊かな人間性を培う基礎となるものです。市民一人ひとりのライフスタイルや年齢・性別・体力・運動能力・興味等に応じて、誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりを進めていきます。

基 本 方 針

- 1 学習機会の充実**
- 2 スポーツの推進**

【基本目標の考え方】

豊かな自然環境と歴史に育まれ、長年にわたって培われてきた地域文化や伝統芸能など地域固有の伝統文化は社会全体の共有財産であり、心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであります。

先人により守り伝えられてきた文化財を将来にわたって保存・継承し、活用を図っていくために、その価値を認知し正しく理解するとともに、文化財に触れる機会を増やし、親しみを持つことができる取り組みを進めます。

また、文化芸術に関する興味・関心を高め、人々の感性や表現力、創造力を育み、体験や活動の機会を充実させるため、文化活動団体と連携し、学びの場や成果発表の機会を提供することで、文化芸術の振興を図ります。

基本方針

- 1 文化財の保存・継承・活用**
- 2 文化芸術の振興**

輪島市教育大綱策定等審議会条例

(平成 27 年輪島市条例第 7 号)

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。次条第 3 号及び第 4 号において「法」という。)第 1 条の 3 第 1 項の規定による教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(次条第 1 号において「教育大綱」という。)の策定等に関する協議を行うに当たり、意見を聴くため、輪島市教育大綱策定等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、輪島市総合教育会議の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を輪島市総合教育会議に答申する。

- (1) 教育大綱の策定に関する事項
- (2) 教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 17 条第 2 項の規定による教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に関する事項
- (3) 法第 1 条の 4 第 1 項第 1 号の規定による教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事項
- (4) 法第 1 条の 4 第 1 項第 2 号の規定による児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから輪島市総合教育会議が委嘱する。

- (1) 公共的団体等が推薦する者
- (2) 学識経験のある者

(委員の解任)

第 5 条 委員は、第 2 条の規定による答申をしたときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、会長にあつては委員の互選により、副会長にあつては会長の指名により定めるものとする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初に開かれる会議については、輪島市総合教育会議がこれを招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

輪島市教育大綱策定等審議会委員名簿

区 分	役職	氏 名	役 職 名
学識経験者 又は 公共的団体等 推薦者	会 長	村元 悟	元中学校長
	副会長	久保 敬夫	輪島市区長会長会会長
	委 員	左古 隆	元輪島市教育委員会委員 輪島市教育事務点検評価審議会委員
	委 員	大倉 好子	輪島市教育事務点検評価審議会委員
	委 員	松山 真由美	元小学校長
	委 員	山岸 茂樹	元中学校長
	委 員	七浦 正一	輪島市文化協会会長 輪島市教育事務点検評価審議会委員
	委 員	鬼平 隆	輪島市スポーツ協会副会長
委 員	山田 忠和	輪島市PTA連合会会長	

輪島市教育大綱策定等審議会の開催実績

回	開催日	内容
第1回	令和7年11月14日	①輪島市総合教育会議からの諮問 ②輪島市教育大綱策定等審議会の役割について ③輪島市教育大綱等について
第2回	令和7年11月21日	輪島市教育大綱等に関する審議
第3回	令和7年11月26日	輪島市教育大綱等に関する審議
第4回	令和7年12月2日	輪島市教育大綱等に関する審議
第5回	令和7年12月12日	輪島市教育大綱等に関する審議
第6回	令和7年12月18日	輪島市教育大綱策定等審議会からの答申

第3期輪島市教育大綱

発行年月／令和8年3月

発行／輪島市

編集／輪島市教育委員会事務局 教育総務課

〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

TEL 0768-22-2211（代表）

URL <https://www.city.wajima.ishikawa.jp/>
